

就学困難な家庭に
学用品費を援助

今年から奨学生の支給が始まりましたが、「就学困難な家庭に対する就学援助費の支給制度」も今年からスタートしました。

これは、経済的な理由で就学が困難であると認められる児童・生徒の保護者に、学用品費、給食費、医療費、修学旅行費など必要な援助を行う制度です。

今年は、固定資産税が減免され、国民年金または国民健康保険の掛け金の減免を受けている人が、それに準じる生活程度であると認定されています。

この制度を利用したい方は、学校を通じて（学級担任の先生にお話をしてください）、または直接教育委員会へ申出してください。

新町2丁目
田村電機商会
TEL 2-0653

投票区	投票所	対象区域
1	第1保育所遊戯室	本町1丁目(A)、本町2丁目1区 本町3丁目1区、本町3丁目3区
2	第1幼稚園遊戯室	本町3丁目2区、本町4丁目1区 本町4丁目2区、滝谷本町、中沢町
3	東保育所遊戯室	新町1丁目、新町2丁目、 新町3丁目、日宝町
4	北上公会堂	北上1丁目、北上2丁目 北上3丁目、北上新田、北潟
5	山谷公会堂	山谷町1丁目、山谷町2丁目、 山谷町3丁目、美幸町1丁目、 美幸町2丁目、美幸町3丁目
6	秋葉学園集会堂	新栄町、鶴町
7	田家氏子会館	田家1丁目、田家2丁目、 田家3丁目、吉岡町
8	草木公会堂	草木水町1丁目、草木水町2丁目、 草木水町3丁目
9	柄木公会堂	柄木目、飯柳、滝谷町
10	阿賀小学校1年生教室	上金沢、東金沢、大安寺、中新田
11	満日小学校2年生教室	満願寺、七日町、大蔵
12	結小学校3年生2組教室	川口、結、福島、荻島
13	荻川保育所遊戯室	中野、車場
14	市之瀬小学校音楽教室	市之瀬、覚路津、長剣
15	三津屋公会堂	三枝潟、三津屋、野方、大秋
16	小合小学校集会室	浦興野、出戸、四興野、子成場、 蕨曾根、川根
17	小合南保育所遊戯室	小屋場、梅ノ木、新通り
18	小戸下組公会堂	小戸上組、小戸下組、栗宮
19	大鹿氏子会館	大鹿、堂鳥
20	林照寺保育園保育室	中村、程島
21	妙蓮寺本堂	東島、西島
22	金津農業協同組合会議室	朝日、割町
23	広大寺講堂	古津、浦ヶ沢
24	高岩寺本堂	金津、塩谷
25	小口公会堂	小口
26	大閑公会堂	大閑、岡田
27	公民館新聞分館	下新、市新、金星、新郷屋
28	六郷公会堂	六郷、堤
29	第2保育所遊戯室	本町1丁目(B)、本町2丁目2区、 善道町1丁目、善道町2丁目 下興野町
30	古田保育所遊戯室	古田、天神
31	老人福祉センター秋葉荘	秋葉1丁目、秋葉2丁目、 秋葉3丁目
32	第2小学校音楽教室	金沢町1丁目、金沢町2丁目、 金沢町3丁目、金沢町4丁目
33	新金沢保育所遊戯室	新金沢町、東町1丁目、東町2丁目 東町3丁目
34	さくら保育所遊戯室	南町1区、南町2区、字山谷南

お買物、ご用命は市内です

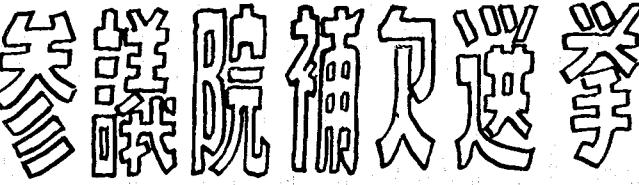
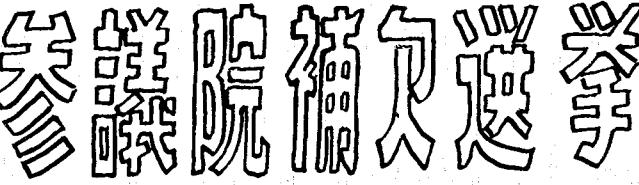
総合結婚式場
<春祥殿>

御結婚披露宴會・歓送迎会・クラス会・各種御会合に御利用下さい。
お茶会には松花堂弁当をどうぞ。

新津市本町一丁目 ☎ (2) 1600



地方自治 あなたと私がつくるまち



投票日と投票時間
五月二十二日(日曜日)午前七時から午後六時まで

投票場所
別表のとおりです。あなた
の投票所は入場券に記載して
あります。よくご覧になつ
て間違わないようにしてくだ
さい。

投票できる人
新津市に住所がある日本國
民で、次の条件に該当しなけ
ればなりません。

投票日当日は休館
老人福祉センター「秋葉荘」

投票の方法
投票所へ入ったら受付へ入
ります。ご利用ください。

郵便による不在者投票
届けします。世帯で二人以上
有権者がいる場合は、一枚の
葉書に二人分の入場券が記載
されています。お手数でも各
人ごとに切り離して投票所へ
持参してください。

投票の立会演説会
五月七日(土)午後七時から
第1小学校体育館

お出かけください。
参議院補欠選挙の立会演説会

お買物、ご用命は市内です

健康は家庭と企業の最大の宝
どこよりも安い料金で皆様の健康に奉仕する

新津カントリークラブ
田舎8500 TEL代表(2)1850

シーズンです。ゴルフで健康づくりをしま
しょ。レディース教室も企画中です

従業員募集中

男子職員(コース管理員) 1名 18才~35才 月収 100,000
女子キャディ 5名 18才~40才 100,000
女子屋外雜役 3名 90,000
杜保完備委細面談 安定所申込み済み

では、入場券と名簿を対照し
本人であることを確認します。
これが済んだら入場券と引
換えて投票用紙(竹色地に青
字で印刷されています)を受
けとってください。

次に投票記載所で、用意し
てあるエンピツを用いて、決
められた欄内に投票しようと
する候補者の氏名を書き
てください。投票の記載が済
んだら、投票用紙を投票箱に
入れてください。

投票が済んだら、投票所や
その周辺にいないようにして
ください。
なお身体が不自由な人など
で、自分で書くことができな
い方は「代理投票」ができます。
受付で申し出てください。

投票日(五月二十二日)午
前八時までに郵送でお
届けします。世帯で二人以上
有権者がいる場合は、一枚の
葉書に二人分の入場券が記載
されています。お手数でも各
人ごとに切り離して投票所へ
持参してください。

投票日(五月二十二日)
午前八時までに投票用紙など
の請求をしなければなりません。
また、郵便による不在者投
票は、投票日の四日前(五月
十八日)までに投票用紙など
の請求をしなければなりません。
郵便による不在者投票證明書
の交付を受けている人は、この證明
書を提示して投票用紙などを
提出する必要があります。
郵便による不在者投票證明書
の交付を受けている人は、この證明
書を提示して投票用紙などを
提出する必要があります。

投票日(五月二十二日)
午前八時までに投票用紙など
の請求をしなければなりません。
郵便による不在者投票證明書
の交付を受けている人は、この證明
書を提示して投票用紙などを
提出する必要があります。

投票日(五月二十二日)
午前八時までに投票用紙など
の請求をしなければなりません。
郵便による不在者投票證明書
の交付を受けている人は、この證明
書を提示して投票用紙などを
提出する必要があります。